

## ●個人番号カード（プラスチック製）

ICチップのついたカードで、表面には氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が掲載され、裏面には12桁のマイナンバーが記載されています。

個人番号カードを希望される方は、通知カードと一緒に送られた「個人番号カード交付申請書」に顔写真を貼り付け、返信用封筒に入れてポストに投函して下さい。

また、郵便申請のほかにスマートフォンや自宅のパソコンからも申請が可能です。

交付申請された方には、平成28年1月以降交付通知書（はがき）が送られますので、役場で交付手続き後、お受け取り下さい。

「住民基本台帳カード」をお持ちの方は「個人番号カード」取得の際には「通知カード」と「住民基本台帳カード」を返納することになります。

個人番号カードは、カード1枚でマイナンバーの提示と顔写真による本人確認が可能となる公的身分証明書となります。



(表)



(裏)

## マイナンバーに関する詳しい情報

- インターネットで「マイナンバー」で検索
- お問い合わせ（コールセンター） ☎0570-20-0178  
平日 9:30~17:30（土日祝日・年末年始を除く）※通話料がかかります
- お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2114

# 10月は滞納整理強化月間です！

## ◆夜間納税相談の実施

仕事などの事情により日中の納税相談が困難な方を対象とした「夜間納税相談」を開設します。予約制で、他の納税者と一緒になることはありません。相談の秘密は守られますので、ぜひ、ご利用下さい。

- 日 時 10月14日（水）～15日（木） 午後6時～8時
- 場 所 町民税務課相談室
- 受 付 予約制です。※事前に電話でお申し込み下さい
- 予約・お問い合わせ 町民税務課（☎37-2193 担当：黒澤）

※生活困窮者等への配慮 生活困窮や事業の業績不振による滞納者の方にも随時納税相談に応じています。

## ◆仙南広域滞納整理課に徴収を移管しています！

### ◇仙南広域滞納整理課とは？

平成17年度に仙南二市七町の滞納整理を目的に仙南地域広域行政事務組合の組織として設置されました。滞納整理課は、徴収の専門組織です。文書による催告に応じない滞納者は、動産・不動産・預貯金・給与・年金の差押など、法に基づき滞納処分を執行します。今年度も数名の滞納者を移管しており、すでに差押えが実行されております。

### ◇最終通告（移管通告）とは？

町では、再三の催告や納税相談に応じない滞納者を仙南広域滞納整理課に移管しております。移管前には、最終通告（移管予告通知）を行っております。この通知が届いた方は、移管候補者になっておりますので、早急に納付または納税相談をしてください。

## 平成27年10月 “1人に1つのマイナンバー”

# もうすぐみなさんに マイナンバー通知が届きます



平成27年10月からマイナンバー（12桁の個人番号）が記載された「通知カード」が住民票を有する全ての方に通知されます。

マイナンバーは10月5日以降、住民票の住所に世帯ごとに送付されます。  
簡易書留で届くので、印鑑またはサインが必要になります。



【送付される封筒】

### 【送付物の内容】

- ①宛名台紙
- ②通知カードと個人番号カード交付申請書（世帯人数分）
- ③説明用パンフレット（1部）
- ④返信用封筒（1部）

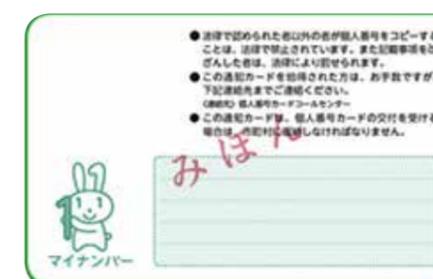
大切な書類です。まちがって捨てたり、無くしたりしないよう注意してください。

## ●通知カード（紙製のカード）

通知カードの表面には、個人番号、氏名、住所、生年月日、性別が記載されます。顔写真は掲載されません。通知カードに有効期限はありません。切り取って大切に保管して下さい。



(表)



(裏)

## ●通知カードの利用用途

役場等の行政機関の窓口でマイナンバーの提示を求められた際に利用可能です。ただし、通知カードだけでは本人確認が行えないため、運転免許証等の書類提示が必要となります。通知カードは、個人番号カードへの手続きをするときに必要になります。

初回は無料で送付されますが、カードを紛失し再交付を受ける場合は手数料が必要になります。